

改悪教育基本法にかかわる関連法規（教育3法）の改悪方向に対する 文科省への日高教のパブリックコメント（意見表明）

2007年2月28日（水）

（1）「学校教育法の改正の方向について」に反対します

1. 「学校教育法は、同時に公布された教育基本法の、さらにさかのぼっては、日本国憲法の精神に基づいて、そこに盛られた理念を具体的に学校教育の制度と内容に具現したもの」（天城勲文部省大臣官房会計参事官 法律学大系コンメンタール篇28 I 学校教育法）であり、「学校教育法の企図する基本理念を端的に表現すれば、憲法の精神に則り、教育の機会均等を学校教育制度に具現することに」（同前）あるとされてきました。

「改正」された教育基本法については、前文で文言上は「日本国憲法の精神にのっとり」とあるものの、その内容においては憲法の精神に反するものとして国民的な批判を受けているものです。国民世論の多数の合意のないままに「改正」された教育基本法を踏まえて学校教育法を「改正」することは、国民多数の世論に反する過ちを繰り返すこととなります。

同時に、教育行政がよってたつべきは、文言通り「日本国憲法の精神にのっとり」行なわれるべきです。

2. 教育基本法「改正」論議の中で明らかになった、「愛国心は押しつけ、評価されるものではない」という多数の国民の声を無視し、「国と郷土を愛する態度」（第18条2号）を提案すること自体が問題です。また、学校教育体系の複線化をもたらす「2. 義務教育の年限」の緩和や、子どもに直接責任を負う教職員を「4. 副校長その他の新しい職」を設置して、民間企業のように上意下達の体制を強化するなど、提起されたものの考え方は、教育の条理に反するものです。
3. 公教育の目的・目標という教育の基本に関わる問題は、教育行政が一方的に定めるのではなく、教育現場で働く教職員や教育研究者、また教育行政に携わる者など教育関係者を含む十分な国民的議論が求められます。にもかかわらず、2月22日に「意見募集」し、1週間で意見を締め切るとするのは非常識の極みです。子どもの成長・発達と日本の未来に直結する課題を、政府・文部科学省が一方的かつ1週間で決めて良いはずがありません。

（2）「教育職員免許法等の改正の方向について」に反対します

1. 教員免許更新制の導入は、以下に述べるように、教員制度の根幹にかかわる重大な問題点を含んでおり、同時にそれは教育をゆがめ、教育の充実、発展を阻害する有害なものと言わざるをえません。
2. 教員免許更新制の導入は、教員免許制度が「制度」として根本的矛盾をはらんでいることです。この間、文部科学省は特別非常勤講師制度など免許をもたないものを教壇に立たせる教免法の改定を行い、さらに教育再生会議は2割という数値目標まで掲げて、教員免許状をもたない社会人の積極的登用を打ち出しています。こうしたなかで、教育行政が一方で教員免許状を持つものの「適格性」を問い、もう一方で免許状を持たないものの登用を大量に増やすというシステムは、教員免許制度の根本的性格にかかわる重大問題です。
3. 教員免許更新制の導入は、教育行政による教育への不当な支配に道をひらくものであることです。

免許状の更新にあたって30時間の講習終了を義務付けていますが、一方で教育行政の判断で講習を免除する規定ももりこまれています。これは、客観的基準で取得した免許状を人格評価や「適格性」評価など恣意が入り込むおそれのある行政の判断にゆだねられる「免許制」に変質させるものです。また、「勤務実績が良くない場合やその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたとき」に免許状が失効する規定を盛り込んでいます。こうした「勤務実績」「適格性」の判断を教育行政がにぎることによって、教員の日常の教育活動を教育行政の意のままに支配しようとするものと言わなければなりません。

現行教免法は、教育が不当な支配に服することがないようにするための制度として、また、教職の専門性を担保する制度として免許主義を定め、「大学における教員養成」と「教員免許の開放制」を原則として定められたものです。免許更新制の導入は、こうした教員免許制度の根本原理を転換し、教育行政による教育への不当な支配につながる改悪であり、絶対に容認できないものです。

4. 「改正に関する骨子案」は「優秀な教員を確保」することを「改正」の目的にあげていますが、教員免許更新制の導入は教員の身分を根底から危うくし、「優秀な教員の確保」をかえって難しくすると言わなければなりません。

いま、学生の教員志望率の低下がマスコミでも取り上げられています。いじめ問題の解決など教育課題の困難さの増大と、その責任をもつばら教員と学校に押し付け、教育条件整備を怠りつづける文科省の姿勢と政策を敏感に感じ取っていることのあらわれです。難関を突破して教員に採用されても10年後には失職のおそれがある、という不安定な制度を導入することは、人材確保の視点からもやめるべきです。

5. 今回の中教審の審議経過があまりにも拙速であることを指摘します。教員制度の根幹にかかわる改定を審議開始からわずか1ヶ月程度の短期日の論議で答申をまとめることは、従来にないきわめて異例なことといわなければなりません。安倍内閣の通常国会運営に追従した政治的答申と批判されないよう、現場教職員や教員を志望する学生をはじめ国民の意見をくみ上げるなど、十分に時間をかけた慎重な審議を行うよう要請するものです。

(3) 「地教行法の改正の方向について」に反対します

1. そもそも教育行政を所管する文部科学省として、地教行法の「改正」意見募集をするにあたり、2月22日に要領を発表し締め切りを2月28日に設定するとは、国民の意見を真剣に聞き、憲法・地方自治を尊重する立場に立っているとは思えません。形だけ「国民の声」を聞いたことにするための、このような意見募集の仕方そのものに問題があることを厳しく指摘せざるをえません。
2. 「地教行法」は第1条に「教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的」としており、教育と地方自治の基本にかかわる重要な法律です。日本国憲法では地方自治を重視する規定が定められており、憲法と地方自治法が要請する教育行政は、当然地方自治を原則とすべきであり、

これを崩す「地教行法の改正の方向について」（以下「改正の方向」）に反対します。

3. 「改正の方向」は、「地方教育行政体制の充実を図るため」としながら、その一方で「教育における国の責任の果たし方」で国の権限強化の方向を示しており、大きな矛盾を露呈しています。この矛盾からは、「改正」の本質が国家による教育の管理・統制にあることが透けて見え、断じて許すことができません。

都道府県教育長協議会ならびに都道府県教育委員長協議会は、2007年2月13日に文部科学省および教育再生会議にあてて、「教育委員会制度等地方に関わる事柄については、各地域が当事者意識と責任を持って教育に取り組むという地方分権の視点に立って、議論がなされるべきである」と意見表明をおこなっているところです。さらに2月27日全国知事会、全国都道府県議長会議など地方6団体が、そろって地方の教育委員会への国の関与を強化する案について反対声明を共同で発表しています。

4. 「改正の方向」で「教育委員会や学校等の教育機関は、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するもの」「文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は地町村教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと」と示していることは、文部科学省と地方教育行政機関との指導助言関係の原則を大きく崩し指揮監督を強めるものです。これは憲法・地方自治法に反する重大な問題です。地方教育行政については基本的に各自治体が自主性をもって判断すべき事柄であり、国家の教育への介入につながることはとうてい認められません。

以上の理由から「地教行法の改正の方向について」に反対します。

以上